

板橋区つながりの居場所事業運営会議(会議体)運営要綱

(令和8年7月1日区長決定)

(目 的)

第1条 この要綱は、集会所等を活用した居場所事業の推進を図り、地域の新たな価値とつながりを創出するため、板橋区つながりの居場所事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき板橋区つながりの居場所運営会議(以下「会議体」)の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(会議体の設置・運営)

第2条 板橋区(以下「区」という。)の全域における定期的な地域課題等の情報共有及び連携強化の場として、2つの会議体を設置する。

名 称	定 義
連携調整会議体	全区的活動団体を中心に構成し、所属機関や関連機関との連携等を行う会議体をいう。
企画推進会議体	各地域において活動し、プログラムの企画や運営等を行う会議体の別称・略称

- 2 会議体を円滑に運営するため、必要に応じて連携調整会議体・企画推進会議体において当該会議体の規約等を設けることができる。
- 3 連携調整会議体・企画推進会議体がない場合は、区が連携調整会議体・企画推進会議体を運営し、又はその運営を委託することができる。

(会議体の活動)

第3条 会議体は次の各号に掲げる事項について、検討、協議及び調整を行う。

- (1) 居場所づくりサポーター(以下「サポーター」という。)の組織的な補完に関すること
- (2) 地域ニーズの把握に関すること
- (3) 情報の可視化の推進に関すること
- (4) 企画、立案及び方針の協議に関すること
- (5) 地域の居場所づくりにおける意識の統一に関すること
- (6) 資源開発に関すること
- (7) 多様な関係主体間の情報交換等に関すること
- (8) その他、居場所づくりの提供体制整備に関して、会議体が必要と認めること

(連携調整会議体の構成員・任期)

第4条 連携調整会議体は次の各号に掲げる者のうち概ね 15 名程度で構成する。なお、これに加えて会議体が必要と認める者の出席を求めることができる。

- (1) 地域内の関係団体(町会・自治会、民生・児童委員、シニアクラブ等)

- (2) 企画推進会議体の代表者
- (3) 社会福祉法人の代表者
- (4) NPO・ボランティア団体の代表者
- (5) 社会福祉協議会の代表者
- (6) 学識経験者
- (7) 区職員

2 連携調整会議体の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前任者の補欠となる構成員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、サポーターの任期が終了した際、次のサポーターが決定していない場合は、次の会議体で新たなサポーターが決まるまでの間、任期が継続されるものとする。

3 連携調整会議体に、座長を置き、サポーターの互選により選任する。

4 座長の任期は、サポーターの任期と同様とする。

(企画推進会議体の構成員・任期)

第5条 企画推進会議体は、次の各号に掲げる者のうち概ね 25 名程度で構成する。なお、これに加えて区長又は会議体が必要と認める者の出席を求めることができる。

- (1) 地域内の関係団体(町会・自治会、民生・児童委員、シニアクラブ、等)
- (2) 地域内に活動拠点のある社会福祉法人
- (3) 地域内に活動拠点のあるNPO・ボランティア団体等
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 学校・学生
- (6) 区職員

2 連携調整会議体の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前任者の補欠となるサポーターの任期は、前任者の残任期間とする。なお、サポーターの任期が終了した際、次のサポーターが決定していない場合は、次の会議体で新たなサポーターが決まるまでの間、任期が継続されるものとする。

(メンバーズカードの発行)

第6条 連携調整会議体・企画推進会議体は委嘱によらず、サポーターの確認及び会議運営の円滑を図るため、メンバーズカードを交付する。

(守秘義務)

第7条 サポーターは、正当な理由なしに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、サポーターを退いた後も同様とする。

(費用弁償)

第8条 サポーターに、交通費等の費用弁償をできるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議体の運営に関し必要な事項は、当該会議体における協議によって定める。

付則

この要綱は令和 8 年 7 月 1 日から施行する。